

小牧市産後ケア事業実施要綱

〔平成30年7月27日〕
30小保セ第712号

（趣旨）

第1条 この要綱は、産後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施する小牧市産後ケア事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の委託）

第2条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者に事業を委託するものとする。

（対象者）

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち、ショートステイ及びデイケアを利用するものは産後4月未満の母親及びその生後4月未満の乳児と、アウトリーチを利用するものは産後1年未満の母親及びその生後1年未満の乳児とし、かつ、母親にあつては次の各号のいずれにも、乳児にあつては第2号に該当するものとする。

（1）産後ケアを必要とする者

（2）感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患していない者

（3）心身の不調があり、医療的介入の必要がある者（医師が事業において対応が可能であると判断した者を除く。）でない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、対象者とすることができる。

（事業者）

第4条 事業を受託する事業者（以下「事業者」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

（1）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所（同法第5条の規定により診療所又は助産所とみなされるものを含む。以下同じ。）であること。

（2）ショートステイ又はデイケアを利用する母親及びその乳児（以下「施設利用者」という。）にショートステイ又はデイケアによるサービスを

提供するための個室（利用者１組当たりの床面積が６．３平方メートル以上の個室に限る。）入浴施設及び沐浴施設を有すること。

- (3) 母体ケア、乳児ケア、育児指導、相談等を行う助産師、保健師又は看護師を第６条第２項から第４項に掲げる１日につき１名以上配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。
- (4) 施設利用者に栄養を考慮した食事（ショートステイにあつては１泊２日で昼食２回、夕食１回及び朝食１回並びに以後１泊ごとに夕食、朝食及び昼食各１回とし、デイケアにあつては昼食１回とする。）を提供できること。
- (5) 事業を利用する母親又は乳児（以下「利用者」という。）に対し、次条に規定する事業の内容を提供できること。
- (6) 必要に応じて支援を受けられる医師（産科、小児科等）と連携できる体制の整備（助産所である場合は、病変突発時等緊急時に利用者を受け入れる協力医療機関との協定書等の締結）がなされていること。
- (7) 市と適切な連絡体制が確保できること。

（事業の内容）

第５条 事業は、対象者に対し、次の各号に掲げるサービスを、それぞれ当該各号に掲げる内容で必要に応じて実施するものとする。

- (1) ショートステイ 対象者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。
 - (2) デイケア 対象者に日帰りで施設を利用させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。
 - (3) アウトリーチ 対象者の自宅等に訪問し、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。
- ２ 前項各号に規定する心身のケア、育児サポート等は、次に掲げる内容とする。

- (1) 母親の身体的ケア並びに母子の保健指導及び栄養指導
- (2) 母親の心理的ケア
- (3) 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）
- (4) 育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談
- (5) 生活の相談及び支援

(6) その他必要な相談、保健指導及び情報提供

(利用日数等)

第6条 事業の利用日数は、ショートステイ、デイケア及びアウトリーチのサービスを合算して7日を上限とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

2 ショートステイの1日は、午前0時から午後12時までとする。

3 デイケアの1日は、午前10時から午後4時までとする。

4 アウトリーチの1日は、午前9時から午後5時までの間のうち3時間程度とする。

(実施時間)

第7条 ショートステイの実施は、午前10時に入所し、翌日以後の午後4時に退所することを原則とし、利用者の希望を踏まえて事業者が決定するものとする。

2 デイケアの実施は、午前10時に入所し、同日の午後4時に退所することを原則とし、利用者の希望を踏まえて事業者が決定するものとする。

3 アウトリーチの実施は、前条第4項に規定する時間内において概ね3時間程度とすることを原則とし、利用者の希望を踏まえて事業者が決定するものとする。

(利用の申請)

第8条 対象者は、事業を利用しようとするときは、小牧市産後ケア事業利用申請書(様式第1)を利用日の3日(小牧市の休日を定める条例(平成2年小牧市条例第23号)第1条第1項に規定する日を除く。)前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が指定する日までに提出することができる。

(承認及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、申請者の状況を調査の上、小牧市産後ケア事業利用承認通知書(様式第2)又は小牧市産後ケア事業利用却下通知書(様式第3)により、結果を速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を承認したときは、事業者に対し、利用者に関する必要な情報を小牧市産後ケア事業利用依頼書(様式第4)により提供するものとする。

3 事業者及び利用者は、事業の開始前にその利用に係る必要な調整等を

行うものとする。この場合において、事業者は、利用者に事業の内容を説明しなければならない。

（申請内容の変更等）

第 10 条 利用者は、第 8 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、市長に小牧市産後ケア事業利用変更申請書（様式第 5）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更の申請があったときは、事業の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定に基づき事業の内容を変更する場合は、小牧市産後ケア事業利用変更承認通知書（様式第 6）により利用者に通知するとともに、小牧市産後ケア事業利用変更依頼書（様式第 7）により事業者に依頼するものとする。

4 利用者は、利用する日程を変更し、又は中止する場合は、利用日の前日の午後 5 時までに、事業者に連絡するとともに、速やかに小牧市産後ケア事業利用変更申請書を提出しなければならない。

（委託料）

第 11 条 市は、別表第 1 に定める利用料から別表第 2 に定める自己負担額を控除した額に利用日数を乗じて得た額を委託料として事業者に支払うものとする。

2 市は、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、前項の額に 2 人目以降の多胎児 1 人につき別表第 1 に定める加算額に利用日数を乗じて得た額を加算して事業者に支払うものとする。

（利用料）

第 12 条 利用者は、別表第 2 に定める自己負担額に利用日数を乗じて得た額を、利用料として事業者に直接支払うものとする。

2 利用者は、利用者の世帯の生活保護の受給状況又は所得課税状況により、利用料の減額を受けようとするときは、生活保護を受給していることを証明する書類又は前年（1 月から 5 月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得課税証明書を提出しなければならない。ただし、市長が閲覧又は照会によりその内容を確認することができる場合は、当該書類又は証明書の提出を省略することができる。

3 利用者が第 10 条第 4 項の期日を過ぎて事業者に日程の変更を連絡した場合は、中止として取り扱い、市は、ショートステイにあっては

1,000円を、デイケア及びアウトリーチにあつては500円を事業者
に支払うものとする。

(報告)

第13条 事業者は、利用者の個別の利用状況について、小牧市産後ケア
事業実施報告書(様式第8)をサービスの提供後7日以内に市長に提出
するものとする。

(支払い)

第14条 事業者は、事業を実施した月分の小牧市産後ケア事業利用報告
書(様式第9。以下「利用報告書」という。)を翌月の10日までに市長
に提出するものとし、市は、利用報告書に基づき事業者に委託料を支払
うものとする。

(帳票類の整備等)

第15条 事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関す
る記録その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、サービスの内容の確認等について、帳票類等
の提出その他必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第16条 帳票類は、サービスの提供後5年間保存しなければならない。

この場合において、保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、
毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実
に実施しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市産後ケア事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1、様式第5、様式第8及び様式第9に限る。）は、改正後の小牧市産後ケア事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

別表第1（第11条関係）

サービス	利用料等	利用料	2人目以降の多胎児 1人当たりの加算額
ショートステイ（1日当たり）		30,000円	3,000円
デイケア（1日当たり）		20,000円	3,000円
アウトリーチ（1日当たり）		10,000円	3,000円

別表第2（第11条、第12条関係）

サービス 階層区分	ショートステイ （1日当たり）	デイケア （1日当たり）	アウトリーチ （1日当たり）
I 母親及び配偶者が共に生活保護受給者又は市県民税非課税者である場合の自己負担額	0円	0円	0円
II 母親若しくは配偶者のいずれか又は両方が市県民税課税者である場合の自己負担額	3,000円	2,000円	1,000円

備考1 階層区分は、申請時の前年の所得（1月から5月までの間に申請を行う場合については、前々年の所得）により決定し、所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定によるものとする。

- 2 市県民税非課税者とは、申請時の年度（４月から５月までの間に申請を行う場合については、前年度）の市県民税が非課税の場合とする。